

# 応用倫理学の方法論をめぐって

## —WRE と設計問題アナロジーを参考に—

坪 井 雅 史

### はじめに

わたしたちの日常的な場面での道徳的行為を導く道徳的推論の過程は、従来の倫理学が焦点を当ててきた道徳判断や行為の正当化の仕方とは根本的に違うのではないか。私たちが道徳的にふるまえるには何が必要かを考えるには、行為の正当化の文脈を離れて、発見の文脈から道徳的推論の過程を再考する必要があるのではないか。筆者はこれまでもこうした観点から道徳的推論に関する研究を進めてきた。この小論では、こうした研究の延長線上に、応用倫理学の方法論に関する J. ファン・デン・ホーベンの議論と、C. ウイトベックの議論を参考にしながら、応用倫理学方法論に行為者の視点を導入することの重要性と、パティキュラリズムの可能性について考察する。

## 1. 応用倫理学の方法論に関する J. ファン・デン・ホーベンの議論

### —応用倫理学の方法における対立：ジェネラリスト vs. パティキュラリスト—

ファン・デン・ホーベンは、応用倫理学の重要な課題は道德判断の正当化の問題であり、この正当化の問題に対しては、主に次の3つのアプローチがあるとする<sup>(1)</sup>。

- ① エンジニアリング・モデル (engineering model)
- ② 原則主義 (principlism)
- ③ パティキュラリズムの particularist、あるいは「反理論の antitheoretical」立場

①のエンジニアリング・モデルは、具体的な倫理的判断の正当化には、普遍的な道德原理を単に適用すればよいとする考え方である。②の原則主義は、専門に応じたより特殊ないわゆる中間レベルの原則が必要だとする考え方である。③のパティキュラリズムの立場は、その最も極端なものとしては、道德判断が個別の歴史、ユニークなケース、状況の詳細な内容に結びついており、あるケースから得られた結論を他のケースに一般化したり外挿したりすることはできない（たとえ「レリヴァントに類似している」としても）として、状況に対する適切さを重視して道德原則を用ることを拒否する立場である。

これらの対立の主軸を道德的ジェネラリストと道德的パティキュラリストの対立とした上で、ファン・デン・ホーベンは、①の極端なジェネラリストも③の極端なパティキュラリストも、次の2つの応用倫理学におけ

る方法の妥当性に関するもっともらしい基準を満たしていないとする。

基準1：道徳的実践と議論の〈豊かさ〉と〈複雑さ〉に対応できる

基準2：道徳的推論の〈ダイナミクス〉をモデル化し、推論の跡をたどる助けとなる

これらは、倫理学方法論が、状況の変化に伴う信念の変化にも対応できるものでなければならないことを示している。したがって、文脈化された個々の道徳的知覚と一般的原則とを統合できるような、道徳的意志決定の力学的 dynamic モデルが必要であり、両極端な立場は批判されることになる。そこから、ファン・デン・ホーベン自身は、②の原則主義の立場から「広い反照的均衡 Wide Reflective Equilibrium の方法（以下 WRE と記す）」と呼ばれるものを擁護する。これはビーチャムとチルドレスが、生命倫理学にもっともふさわしい方法概念として採用したのと同じ方法とされる。

以下、①と③の問題点と、②の内容についてもう少し詳述しておこう。

### 1-1. 「エンジニアリング・モデル」の問題点

エンジニアリング・モデルとは、一般原理を具体的なケースに演繹的に適用することによって、個々のケースにおける行為の正当化が可能だとする考えである。そのモデルの前提にある考え方は次のようなものである。①倫理学理論は普遍的に妥当する道徳原理の知識の明確な集合によって構成される。②諸事例についての議論の余地のないくらい明白な経験的記述が可能である。③この道徳的知識の集合は論理的演繹によって、価値中立かつ公平に適用される<sup>(2)</sup>。このモデルの問題として、ファン・デン・ホーベンは次のような点を指摘している<sup>(3)</sup>。

・規範の衝突の問題…私たちは1つの場面で異なる2つ以上の道徳原理

が適用され、その結果が衝突することによるジレンマ状況に陥ることがある。

- ・ 現実性の問題…実際の道徳判断の場面について研究している人々が、これらの一般的原理に言及することは全く、あるいはほとんどない。
- ・ 例外に対処できない
- ・ 原理の正当性の問題…原理を含んでいる前提となる知識が普遍的規則の形にできるのか疑問であり、さらにそれがどの程度特権性を持つかも疑問である。
- ・ 基本的概念の解釈の多様性や曖昧さの問題…具体的な場面で何がその原理にかなったことなのかが明確でない。

以上のような問題点に鑑みて、彼は原理を単に現実にはめてはめるだけで判断の正当化を図ろうとするエンジニアリング・モデルを採用しない。

## 1-2. パティキュラリズム・反理論の問題点

パティキュラリズムや、反理論の立場は次ような考えに反対する。すなわち、すべての理性的人格を統べるような普遍的に妥当する原理・原則を特定すること、これらの抽象的な原理・原則を計算問題を解くようなやり方で倫理問題に適用すること、道徳的問題に対する答えを演繹するための手続きを特定しようとすることである。パティキュラリストにとって最も重要なのは、状況に対する適切さであり、個別の歴史的な脈絡の中で人に正義をなすという理想である<sup>(4)</sup>。

こうしたパティキュラリズム・反理論の立場の妥当性については、「理論」の解釈、すなわちその言葉に何を含めるかによって判断は分かれる。しかし、そのことを度外視しても、パティキュラリズム・反理論の立場には、次のような問題があるとされる<sup>(5)</sup>。

- ・理論と理論化は私たちの実践の一部である。…ある具体的な事例の中に一般的な原則を見出し、他のケースに当てはめてみることは自然なことであり、私たちの道德生活の一部である。
- ・道德的正当化をブラックボックス化する。…パティキュラリスティックな判断は、原理や原則に基づかずに個々の状況に応じて行うものであり、したがってその状況における当の判断を正当化する根拠を示すことができず、場当たりの判断に陥る。

### 1-3. 原則主義の方法としての WRE

以上のような理由から、彼は上記の2つの極端な立場に代えて、個々の状況に応じた「中間レベル」の原則を作り出し、それによって個別の状況に即しつつも原則を尊重する、いわば折衷的主義的立場ともいえる原則主義の立場を支持する。その方法として、WRE が、応用倫理学の方法論として最適であるとする<sup>(6)</sup>。WRE とは、直観的な道德判断と道德原則、そして背景的理論それぞれの間のフィードバックによって、常識的判断と理論との間の均衡を保とうとするものである<sup>(7)</sup>。それによって、エンジニアリング・モデルの持つ硬直性やパティキュラリズムのもつ場当たりの性格の間を取り持とうというのである。

こうしたファン・デン・ホーベンの考え方に対する評価は、後に述べるとして、次に工学倫理教育の方法論として、倫理問題と設計問題のアナロジーの有用性を訴える C. ウイトベックの見解を参照しておこう。

## 2. 応用倫理学方法論における新たな方向：ウイトベックによる歴史的概観の紹介

ウイトベックの倫理問題と設計問題とのアナロジー論を見る前に、応用

倫理学の方法論の歴史的変遷に関する彼女の概観を紹介しておこう<sup>(8)</sup>。彼女は、応用倫理学の方法論が、応用倫理の問題を合理性に基づいた演繹論理と同種の思考法で解決しようとする従来の抽象的思考法から、社会的文脈の中で行為を評価することの重要性の認識に基づいた、実践的転回を遂げたと考える。従来の方法を彼女は「「応用倫理」アプローチ」と呼び、つい最近までの、実践倫理・専門家倫理への支配的アプローチであり、抽象から始め、それらを個々の事例に応用しようとするものだとする。ファン・デン・ホーベンのエンジニアリング・モデルがこれに当たるであろう。こうした考え方に、実践的転回がもたらされたのには、変化のための4つの契機があったと分析している。すなわち、①道德規則や原則は、常に個々の社会状況への応用の中で学習されるものだと考える人々からの、哲学的倫理学は抽象的な学問領域だとする考えへの批判。②「信頼」のような文脈から抽象して扱うことががふさわしくない主題への関心が高まったこと。③道德的生活における性格の中心的役割への配慮。④新しい状況に対応するための倫理的ガイドラインを作る必要性。これらが、倫理学における実践的で個別的なものへの関心のシフトを促進した。

こうした契機によって、倫理学方法論が抽象的思考法から、実践的転回を経たことは、社会的文脈の中で行為を評価することの重要性が、特に医療分野などの専門家の実践において認識されたことを表している。例えば、ジョンセンとトゥールミンは倫理的推論を個々の事例から始めることを支持する理論的考察を進めた。彼らのカズイストリーの方法は、一般的な倫理的原理を応用することによって状況を評価するのは異なった、道德判断のモデルを提供したものと言える。その他にも、生活からの事例が広く使用されるようになり、教育における「ケースメソッド」が語られるようになった。

こうした個別・文脈依存的なものへの配慮は、ファン・デン・ホーベン

の分類によれば、一種のパティキュラリズムに含まれるだろう。それは、類似の事例からの類比によって直面している問題への対応を考えるものであり、上に定義した極端な形でのパティキュラリズムとは異なるとしても、命題化された叙述によって完全に記述されるような抽象的な状況の類似性ではなく、行為者の経験や、類似性についてのわれわれのある種の直観によって、一般化できない個別・具体的なものへの配慮が可能とする点で、緩やかな意味でパティキュラリズムと言ってよいだろう。

しかし、それらの方法において利用されるほとんどの事例が、既に遂行された行為の倫理的評価が求められる、既に完成された事例であった点を、ウイトベックは批判的に評価する。つまり、これらの事例は、倫理問題を抽象的な視点から二つ、あるいはそれ以上の選択肢の評価を決定する「決定問題」と捉えた上で、選択問題に「正しい」答えを見出すことは、実際の倫理問題を扱う上でそれほど役に立たないと言うのである。

そして彼女は、具体的事例に対するこのような審判の視点 *judge perspective* からの考察を、行為者の視点 *agent perspective* からの考察によって補足するよう提唱する。行為者は、批判的傍観者とは違って、倫理的評価の基準を明確にするだけでなく、状況をよく調べ、できるだけ多くの競合する制約を満たすにはどうしたらよいかを考えださなければならない。したがって、道徳判断を下す能力は、道徳問題に対処するために必要な要素の一つにすぎず、その他にも可能な選択肢を工夫して考え出し、洗練させるなどといった総合の能力が必要だというのである。

重要なのは、彼女によれば、ジェネラリストだけでなく、上に紹介した極端なものではないとしても、パティキュラリストも、教育を視野に入れた応用倫理学の方法論を考えるに当たって、審判の視点に立つ点で同じ問題点を抱えているとされる点にある。

### 3. ウィトベックによる倫理問題と設計問題のアナロジー

#### 3-1. 倫理問題と設計問題とのアナロジーとは

ウィトベックは、「近年の倫理学および応用倫理学のほとんどが、道徳的行為者の視点を無視」して、「審判の視点、つまり「どこにもない」場所から、関係ない立場で問題を眺め、それを「人間に関する数学の問題」であるかのように扱う批評家の視点」から倫理問題に取り組むことによって、倫理問題に対する誤解を招いたと批判する<sup>(9)</sup>。そして、人が道徳問題に直面した時に、賢明に責任ある行為をすることができるよう教育するために、行為者中心アプローチ agent-centered approach の重要性を強調する。そして「設計問題と倫理問題との類似性に目を向けることは、倫理問題の解決について考え、また倫理問題に関してしばしば見られる誤解をただすのに有益」<sup>(10)</sup>であり、さらに「行為者中心の学習は倫理的判断や評価に焦点を当てる倫理教育を補うものである」と述べる。

彼女によれば、「設計問題とは、人の欲求やニーズを満たすために、ものや工程をつくる（あるいは修理する）という問題」<sup>(11)</sup>であり、エンジニアは「他の人の設計を分析する能力（つまり、設計に対する鋭い批評家になること）は設計者として持っていれば役立つ技能ではあるが、それだけで優れた設計者になれるわけではない」<sup>(12)</sup>こと、つまり「理論的問題ばかりでなく、実践的問題が重要であること、また、分析的思考ばかりでなく、総合的思考が重要であること」<sup>(13)</sup>を理解しているという。

こうして「エンジニアリングにおける設計問題は、やっかいな倫理問題と同様、きわめて多くの制約を受ける」が故に、倫理的問題に直面した人々が、「単に判断を下す以上のことをしなくてはならない。すなわち、何をなすべきかを考え出さなければならない」ことを認識する上で、設計問題とのアナロジーの有効性を指摘する。「設計の過程は、特に設計を単



に分析するのとは異なった仕方で、行為者が倫理問題に対応する際のさまざまな局面を照らし出してくれる」<sup>(14)</sup>のだが、「倫理学はこれまで、分析的思考の方に重点をおき、倫理問題を分析してそれらに対する可能な答えを探ることに力を注いできた。分析は重要であるが、対応策を考えるにはそれだけでは不十分である」ことを設計問題が示唆するというわけである<sup>(15)</sup>。

なかでも、倫理問題を考えるにあたって重要な、設計問題の特徴づける3つのポイントとして彼女は次の3点を強調している。

- ①工学設計の興味深い問題や現実の問題においては、正しい答えないし対応策が一つしかないとか、正しい対応策の数があらかじめ決まっているといったことは、たとえあっても稀である。また、二つの解答がそれぞれ異なった種類の利点を持つという場合があり、したがって、候補となる任意の二つの解答において、一方が他方より議論の余地なく優れているとは限らない<sup>(16)</sup>。
- ②正解が一つしか存在しないということはないにしても、考える対応策のなかには明らかに許容できないものがあり、一たとえ正しい答えは一つではないにしても、間違った答えは存在する一、いくつかの解答があるなら、そこには優劣がある<sup>(17)</sup>。
- ③以下の全ての条件を満たすこと<sup>(18)</sup>。
  - ・望ましい成果または目的を達成すること
  - ・当の行為に対する指定条件あるいは明示された規準を満たすこと
  - ・深刻なマイナスの結果を引き起こしかねない事故およびその他の誤りに対する合理的な安全策を講ずること
  - ・背景に存在する制約条件に従うこと（すべての倫理問題においては、背景にある制約条件として、いかなる人の人権であれそれを侵害してはならないという要請が含まれる）

こうした設計問題の特徴は、われわれが倫理問題に対処する際にも当てはまる点であり、それが倫理問題に対する従来の倫理的な考えを補う新たな視点を提供するというのである。

### 3-2. 設計問題から得られる4つの道徳的教訓

設計問題のこれらの特徴に配慮することは、倫理問題を考えるに当たってこれまで重視されてこなかった次のような点に光を当てることになる<sup>(19)</sup>。

- ①置かれた状況の中の未知の要素および不確かな要素の検討を考察することから始めること。…あいまいさと不確かさを受け入れ、問題を固定化しないことが重要である。
- ②実行可能なさまざまな解決策を探るということは、問題を明確化することとは別であり、解決策を探るためにはより多くの情報を必要とする。…既に述べたように、倫理問題をあらかじめ対立する諸価値や問題の生じている状況が設定されたジレンマもしくは多肢選択問題と見なすより、自由記述問題と見なした方が適切に対処できる。倫理問題は型どおりの「決定問題」ではなく、問題を解決しようとするときに常に新たな情報が必要とされ、その情報によってさらに問題状況や問題そのものが変化するという性質を持っている。
- ③時間の制約のもとで行動することにかかわるものであり、多くの場合、最初からいくつか可能な解決策を同時並行的に進めていくことが重要である。
- ④倫理問題を静的で固定化した状況と捉え、決まり切った解決策しかないとする考えとは対照的に、問題状況は動的性質をもっており、それに伴ったさまざまな問題をはらんでいる。問題状況とそれに対するわれわれの理解は、どちらも時間の経過とともに変化し発展していくも

のである。

## 4. 設計問題とのアナロジーをどう評価するか

### 4-1. 応用倫理学方法論から見た設計問題とのアナロジーの利点

ワイトベックの議論は主に専門家育成の一環としての倫理教育を念頭に置いた議論だが、もちろん必ずしも専門家教育に限るものではなく、道徳教育一般についての、そしてさらに教育の視点から見た倫理学の新たな方向性を示唆したものと言えよう。

倫理問題と設計問題の類似点は、ワイトベックが論じていたように、何が最善の解であるかが容易に分からないという点にある。それは、問題への様々な対処法が可能であるからというだけでなく、問題そのものがあらかじめ明確ではないからでもある。伊藤によれば、両者の類似点は、その解決によってはじめて問題そのものが定式化される点にあり、さらに「解を提示することがその問題を理解するための手段となる」。そして、「設計問題に解を与える、すなわち要求を満たす設計を行うということは、その問題自体を定式化し、詳細化し、具体化するという仕方で、いわば問題自体を創造する作業でもある」<sup>(20)</sup>とされる。

このように、設計問題とのアナロジーは、倫理問題について、既に固定化された過去の事例を後から評価するのではなく、現在進行形の行為の過程で、われわれがその問題をどのように考えたらよいかについて論じたものである。常に変化する状況のなかで、どのように問題に対処したらよいのかという極めて実践的な倫理的思考の在り方を明確にする点で、設計問題とのアナロジーは有効であるように思われる。ワイトベックが指摘するように、従来の倫理学は一般に行為の正当化の理論を構築することに焦点を当ててきたがゆえに、われわれの生きた道徳的推論過程を明らかにしよ

うとはしてこなかった。もちろん、それがどこまで可能かは不明であるとしても、こうした取り組みは、倫理の教育を考える場合には特にそうであろうが、われわれの道徳的推論の過程を明らかにし、それをふまえた応用倫理学の方法論を考える上でも有用であるように思われる。

また、伊藤が述べるように<sup>(21)</sup>、設計問題と倫理問題のアナロジーは、その拡張によって、道徳判断一般のさまざまな制約条件を考える場合に、従来の倫理学であまり視野に入れられてこなかった個々人の価値観や、人生についての意味づけ、自己イメージの形成までも視野に入れながら、多様な制約の中での最善の選択を見出す過程として、道徳判断のプロセスを考え直す必要性を含意するものとも解釈できよう。

ただし、両者の間には次のような相違点もあり、それをふまえた上で、倫理問題を行為者の視点からさらに詳細に描写していくことが必要になる。すなわち、設計問題には、その解決が暫定的なものであってかまわない、つまりいったん設計したものを制作し作品をテストした上で、不具合があれば修正するという手順が織り込まれているのに対して、倫理問題の場合、いったん答えを出してしまえば、それはわれわれの行為としてすぐさま他者に影響を与えることになるという違いがあるのではないか。もちろん、いったん行った行為に対するフォローは可能だが、そのフォロー自体が新たな倫理的対処であり、既に為されたことをしなかったことにできるわけではない。したがって、倫理的行為については、事後的な新たな倫理的行為による対処は可能であっても、事前にその行為の影響をテストすることはできないといえよう。

こうした意味で、倫理問題は発見の文脈の中に、試行やテストを含まないやり方での正当化を組み込んだ問題解決法を必要とするものといえる。設計問題は正当化の文脈を発見の文脈の中に組み込むことが相対的に容易な構造になっているが、倫理問題ではそれが困難であり、正当化の問題に

よりセンシティブになる必要がある。そしてそのためには、倫理判断の正当化という概念自体の見直しが必要とされていると言えるのではなかろうか。

#### 4-2. 設計問題とのアナロジーへの批判

倫理問題を設計問題とのアナロジーによって考えようとする考えに対しでは、石原のを次のような批判がある。

「工学倫理・技術者倫理にはともすれば、状況主義的で集団内的な視点が強調される傾向あるように思われる。工学倫理は実践的な道徳的行為者の視点に立つことよって、倫理学全般の再検討を迫る可能性を秘めているが、使い方によっては、非倫理的行為の正当化の論理にもなりかねない」。(22)

「(状況の) 複雑性」や「行為者の視点」を過度に強調することには一種の倫理的な危険性がつきまとうのではないだろうか。そのつどの状況の「制約」を強く受け止めれば、ほとんどの非倫理的行為が正当化されてしまう可能性がある。それゆえに、倫理学者は行為者のそのつどの状況に過度に同情的になるべきではなく、ある種の物分かりの悪さを発揮すべきなのではないか。倫理学者は、あえて審判者の視点から、個別の事例において行為者がとるべきであった行為を判定し、類似の状況において、行為者が利用できるガイドラインを作っていくべきであろう。」(23)

ここでの懸念は、倫理学者が行為者の視点に立つことよって、判断の正当化においても倫理的制約と他の制約とのオレドオフの結果、倫理的制約の重みが不当に軽んじられることであろう。もちろん、こうした事態は望ましいとは思われない。しかし、ウイトベックが問題にしているのは、我々が倫理学者としてではなく一人の人間として倫理的問題に直面した際

にどう考えたらよいかということである。その際、個々人が倫理学者のように「物分かりの悪さ」を発揮することは、何がトレードオフにかけられているのかを安易に固定化させようとする態度に陥りやすいという問題をはらんでくる。重要なのは価値のジレンマ状況に陥った際に、問題を設定し直すことや、複数の価値を満足させるための新たな選択肢を創造し、よりよい解を見出すことであろう。「物分かりの悪さ」は既に確定した過去の判断を批評するには必要な態度であるが、現在進行中の問題解決プロセスにおいては、状況を固定化させ、創造的対応を困難にする点で問題ではなからうか。これに関してウイトベックは次のように述べている。

「さまざまな事柄を考慮しなければならない場合には、それぞれの事柄に付随した道徳的な要請や価値のあいだで、緊張や対立が生じることもあるだろう。しかしたいいていの場合、これらの要請の多くを、少なくとも部分的に、同時に満たすことは可能であるし、実際そうすることが知恵の証である。近年、倫理問題に対する一見常識的とも思われるこのような考え方の影が薄いのは、倫理問題を相反する原則あるいは義務のあいだの解消不可能な対立と解釈する風潮があるためである。」<sup>(24)</sup>

さらに、こうした倫理教育の場での倫理学(者)の役割を考えた場合、諸価値のトレードオフを考える際に倫理的価値の重要性をその根拠とともに強調することは必要であろう。しかし、こうした役割に加えて、われわれの倫理的判断の構造やプロセスを明らかにし、そうした対処法の中にいかに新たな正当化のシステムを組み入れるかを探求し、それを教育に反映させていくことが、今後はより重要な役割となるのではなからうか。

## 5. 方法としてのパティキュラリズムの可能性

さて、これまでファン・デン・ホーベンとウイトベックの議論を紹介しながら、応用倫理学の方法論について述べてきたが、そこには2つの異なった取り組み方があることが明らかになった。ファン・デン・ホーベンが取り組んだのは、応用倫理学の実際的諸問題についての道德判断を正当化するのに必要な道德原則を確立するための方法論であった。それに対して、ウイトベックが強調したのは、私たちが現実の道德問題に取り組むまさにその時点・現場で必要とされる、対処法についての方法論であった。

ファン・デン・ホーベンは、WREによって原則に柔軟な改定可能性を与えることによって、技術革新等によってもたらされる新たな状況に対応できる道德判断の正当化の方法を提案したといえる。しかし、それはあくまでも状況に応じた原則の改定可能性を広げようとする試みであり、それは場合によっては私たちの基本的な倫理原則の場当たりの変更を正当化する論理と言えなくもない。というのも、WREの方法を明らかにすることは容易ではなく、常識的道德判断と原則との間の均衡をどうとるかに関しては、パティキュラリズムと同じような曖昧さを抱えているからである。

また、私たちは確かに、道德判断を行う際に基本的な倫理原則に拘束されている。しかし、それは倫理問題への対応において、道德原則が一つの制約として働いているということであって、それ以外の制約条件や状況に応じて、その原則がどの程度の重みを持つかは、やはりそのつど変化するであろう。道德問題を様々な条件とのトレードオフの中で考えようとするウイトベックの考えは、まさにこのような道德問題の特徴をふまえた考えであるといえることができる。ファン・デン・ホーベン自身が、応用倫理学の方法の妥当性に関する基準として設定した「基準2」、すなわち、「道德

的推論の〈ダイナミクス〉をモデル化し、推論の跡をたどる助けとなる」ためにも、このような状況に応じた変化に対応できるモデルが必要となるだろう。したがって原則主義も、ファン・デン・ホーベン自身がエンジニアリング・モデルに対して加えた批判を免れないという問題を抱えているのである。

さらに、原則についてのわれわれの知識の在り方という点でも、彼の理解では原則そのものが命題化されうる抽象的知識としてしか考えられていない。しかし、われわれはそうした知識を単なる抽象的な命題としてではなく、原則と事例が結びついた経験（事例）や物語という形で参照しているのではないかという批判にも応えられないものと思われる<sup>(25)</sup>。その意味で、ファン・デン・ホーベンの試みは、たとえ新たな状況での道徳判断を正当化するための方法論を述べたものと理解したとしても、不十分なものといわざるをえない。そしてもちろん、正当化の文脈を離れて、さらに「行為者」としての私たちの現実の道徳的推論の方法を明らかにするものとも言えない。

行為者の視点に配慮した上で正当化の問題を考えてみると、ファン・デン・ホーベンの正当化が、既に定式化された問題を観察者の視点から行われるものと想定されていたのに対して、われわれの日常的道徳判断の正当化は、行為の中で常にそのつど何が問題なのを改めて定式化し直す作業と同時に進めている点に注目する必要がある。ウイトベックが強調したように、われわれの行為の判断は、時間的推移の中で、状況の変化や、新たな情報の追加に伴って、そのつど変化していかざるをえない。もちろん、ある一定の時間で区切ることによって、状況を固定させて考えることが必要な場合もあるだろう。しかし、それは実際の道徳判断の一つの断面にすぎず、実際のわれわれの道徳判断は、そもそも何が問題であるのかに関する了解や、どこまでが共通認識とされているのかに関する問題であることが



多々あり、こうしたすれ違いを解消していくこと自体が道徳的推論の重要な構成要素だと考えられる。

このような原則主義の問題とわれわれの道徳判断の特徴を考えた場合、上に述べた極端でない形でのパティキュラリズムの可能性をこそ、さらに追究する必要があるのではなからうか。こう考えたとき、ウイトベックの立場を批判的に捉え直すことが必要だと思われる。というのも、彼女の立場は、行為者の視点からの道徳的思考が、何らかの理論を現実の場面に当てはめるだけでは対処できない問題であると捉える点でパティキュラリズムの立場に立つものとも言えるからである。彼女の議論は、道徳問題の解決法をできるだけブラックボックス化させないために必要な手続きについて、設計問題とのアナロジーを用いながら検討したものと見ることができる。私たちが倫理問題を考える際、確かに様々な条件のトレードオフに配慮しながら、常にそのつど一定の状況の中での最善の選択をすることが求められている。しかも、それは最終的な解決ではなく、何がトレードオフにかけられるべきかも当の問題解決の過程においてはじめて明らかになるといった場合がしばしばである。こうした点を重視し、問題の創造的解決を方法は、分析ではなく総合的思考が必要であるがゆえに、それを言語化することは完全には不可能だとしても、できるだけ明らかにする必要がある。

しかし、ここで2つの点に留意しておく必要がある。一方で、ウイトベックは、カズイストリーやケース・メソッドといった方法をとる従来のパティキュラリズムが、事例を選択問題として扱ってきことを批判していることを忘れてはならないということであり、他方で、ウイトベックの考えを離れば、それらのパティキュラリスティックな思考法が、行為者の視点からも有用である点を見落としてはならないということである。ウイトベックは、既に述べたように、行為者が倫理問題を考える際に、発見と総

合の能力が必要であることを指摘している。こうした発見と総合は、ゼロから可能になるわけではなく、これまでの経験の積み重ねを経て、行為者が持つ一つの技能として習得される能力であるが、それはカズイストリーの方法にある他の事例との類比を用いたり、事例のなかに含まれる問題状況の具体的な在り様や関係者の感情などといった様々な要因に配慮する能力として培われるものである。

したがって、行為者の視点からの道徳的思考を、パティキュラリスティックな道徳的思考法として明確化していくことこそ、その手法のブラックボックス化を防ぎ、なおかつ教育的な視点からも有効な応用倫理学の方法論を構想することになると考えられる。

このような視点からウイトベックの議論を振り返ってみると、例えば彼女は人権の尊重といったような最低限の条件をクリアするなどの条件を示すことによって、複数の解の中にも誤った解があることを明記することによって、状況に即した解がすべて正当化されるわけではないことを示している。しかし、こうした条件になりうる判断基準は何かが問題になる。何が保障されるべき人権なのかは文脈によって変化しうる。また、その他の一般的な原理・原則との整合性や、さまざまな制約をどれだけ調和的に充足しているかも、一定の基準として機能しうるとしても、それらはいずれも妥協の産物であることは間違いない。したがって、その妥協が倫理的に正当化しうるかどうか問われることになる。

たしかに、倫理問題を単に既存の諸価値間の制約の中で考えるだけでなく、問題を新たに組み替え、行為の新たな選択肢を創造するという総合的な思考が重要であるとはいえ、その方法をより具体的に定式化することは容易ではない。ただ、彼女が述べるように、「倫理問題の場合、問題をよく問いただすことによって新たな情報が得られるたびに、とりうる対応策の望ましさはたえず変わっていく」<sup>(26)</sup>のものであり、したがって、従来の

倫理学が判断の正当化を考える際には既に当然の前提とされていて十分に考慮されていなかった、問題を生じさせている状況をできるだけ詳しく調べること、つまりその状況に働きかけ、揺り動かすことによって問題の新たな側面を浮かび上がらせることの重要性を指摘するなどは、そのつどの判断の正しさの程度を考える際には、重要な指標となるだろう。

また、倫理の問題が人間関係の中で生じるものであることを考慮すれば、そうした総合的思考を、単に一人の人間の抽象的思考の中に閉じこめるのではなく、われわれの相互交渉の中での人間関係の在り方の変化や経時的な考えの変化をも考慮に入れながら、問題への対処を考えていくことが必要だと言えるだろう。道德問題を、一人の主体的個人の個々の行為を単位にしてその対処の仕方の問題として考えた場合、試行錯誤による正当化の過程を取り込めなくなるのに対して、道德問題への対処を、人々の間での人間関係の変化によって問題を解消していく過程だと捉えることによって、設計問題への対応と同様に、人々の間で問題に関する何らかの解を提示することが、当の道德問題への最終的な（正当化を必要とされる）解となる行為としてではなく、むしろよりよい（問題が意識されないという意味で）人間関係の構築のための一種の正当化の過程として捉えることが可能となるのではなかろうか。これについて彼女は次のように述べている。

「どうすればよいエンジニア、よい教師、よい親、よい友人になれるかという個々の人間にかかわる問題にしても、医療制度の整備や環境保護のように社会にかかわる問題にしても、およそ急を要するすべての問題はさまざまな制約をともなうものであり、その解決には、多くの人々や組織がたえず意見を述べ、監視しつづけることが必要になる。」<sup>(27)</sup>

こうした手法は、人々の間での合意形成のルールといった形式的・手続き的正義を求めることになるかもしれない。ただし、それは設計問題とのア

ナロジーからは直接に導かれるものではないため、行為者中心的アプローチの内実をより詳細に検討していくことが、今後の課題となろう<sup>(28)</sup>。

## 6. まとめ

すでに見たように、近代倫理学は、道德判断の正当化の根拠となる原則の基礎付けを主要な課題としてきた。しかし、いわゆる応用倫理的諸問題への対応において、一つの、あるいはいくつかの原理・原則を持ち出すことによって現実の倫理問題についての正解を見出そうとする試みが困難であることが明らかになった。

こうした状況において、ファン・デン・ホーベンは、状況の変改に柔軟に対応できるように原則を変更するための手続きとして WRE という方法を提示した。それは、私たちが倫理判断の過程で、原理・原則を参照しているという現実をふまえれば、倫理学において必要な作業だと考えられる。しかしそれは、人々が現実の行為の中でどう考えるかについての方法論ではなく、正当化の原則をどのように修正すべきかについての方法論であり、行為者の視点からの道德判断のための方法論ではない。つまり、彼は WRE によって原則と実践の往復による、原則そのものの実践的視点からの見直しの必要性（現場に即した midlevel の原則をつくる必要）を述べたが、それを使用する実際の行為の場面では、やはり原則の「応用」を念頭に置いていたのである。したがって、彼の考えでは、現実の道德問題が、単に原理・原則を参照するだけでは解決できるものではないということへの配慮が十分になされていないと言える。

私たちは道德判断の過程において、原理・原則を適用するだけでなく、何が道德的に問題であるのか、何が考慮に入れられるべき事実なのかといったことを常に規定し直しながら、その状況にもっともふさわしい対処を

探していく作業こそが、道徳的推論の過程であり、そうした推論の現実の姿に即した道徳的推論のあるべき姿を構築していくことこそが、応用倫理学の方法論としても必要不可欠だと考えられる。ウイトベックの方法は、一般的な原理・原則の必要性を認めながらも、行為の場面でのパティキュラリスティックな方法を強調するものと言える。両者とも極端なジェネラリズムと極端なパティキュラリズムを廃する点で共通するものではあるが、その間には大きな溝があるとも言える。ここではウイトベックに与する立場から、ファン・デン・ホーベンがパティキュラリズムの問題として批判した正当化の問題に対処する方法を、ウイトベックがある程度明らかにしていたこと、そしてそれをさらに探求していく必要があることが指摘された。その際、一方でファン・デン・ホーベンが目指したような一般的なルールについての合意形成の方法と、そうした一般的なルールと個別の決断との関係をより詳細に考察する必要があるだろう。

## 注

- (1) J. van den Hoven, *Computer Ethics and Moral Methodology*, in *Ciberethics—Social & Moral Issues in the Computer Age—*, ed. R. M. Baird, R. Ramsower and S. E. Rosenbaum, Prometheus Books, 2000, p. 81.
- (2) *ibid.*, p. 82.
- (3) *ibid.*, pp. 82-4.
- (4) *ibid.*, p. 86.
- (5) *ibid.*, pp. 87-8.
- (6) *ibid.*, pp. 88-90.
- (7) 上記の他に、川本隆史『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワークへ—』創文社(1995)、104-5頁も参照。
- (8) 以下、Crolin Whitbeck, *Problems and Cases: New Directions in Ethics 1980-1996*を参照。引用は下記のウェブサイトを利用したためページ数は記していない。  
<http://onlineethics.org/essays/education/probcase.html>

- (9) Caroline Whitbeck, *Ethics in Engineering Practice and Research*, Cambridge University Press, 1998, p. 72. (邦訳: C. ウイトベック『技術倫理 1』、札幌・飯野訳、みすず書房、2000、92 頁)
- (10) *ibid.*, p. 54. (邦訳、69 頁)
- (11) *ibid.*, p. 55. (邦訳、69 頁)
- (12) *ibid.*, p. 55. (邦訳、70 頁)
- (13) *ibid.*, p. 55. (邦訳、69 頁)
- (14) *ibid.*, p. 55. (邦訳、70 頁)
- (15) *ibid.*, p. 55. (邦訳、70 頁)
- (16) *ibid.*, p. 57. (邦訳、72 頁)
- (17) *ibid.*, p. 58. (邦訳、73-4 頁)
- (18) *ibid.*, p. 60. (邦訳、76-7 頁)
- (19) *ibid.*, pp. 62-6. (邦訳、79-85 頁) 参照。
- (20) 伊藤均「設計にもとづく工学倫理」(齋藤・岩崎編『工学倫理の諸相』ナカニシヤ出版、2005 所収)、98 頁。
- (21) 伊藤均「設計問題と倫理問題のアナロジー——工学倫理教育を接点として」、『Prospectus』No. 4 (京都大学哲学研究室)。
- (22) 石原孝二「工学倫理に外的な視点を導入する必要性」(『社会哲学研究資料集 I』2002 所収) 234 頁。
- (23) 同上、234-5 頁。
- (24) Whitbeck, *ob.cit.*, pp. 62-6. (邦訳、79-85 頁) 参照。
- (25) こうした批判については、例えば、レイヴらによる正統的周辺参加論や、われわれの実践知の在り方に関するドレイファスやベナーの議論等を紹介した下記の拙論を参照されたい。坪井雅史「道徳的行為を導くもの——ケアの倫理と道徳的行為への思考(1)——」、『哲学』第 49 号 (広島哲学会)、1997 年、85-96 頁。
- (26) *ibid.*, p. 64. (邦訳、82 頁)
- (27) *ibid.*, p. 73. (邦訳、93 頁)
- (28) こうした取り組みの一環として、筆者が既に発表したものには次のようなものがある。坪井雅史「医療情報と物語——NBM の視点——」(越智・板井編『医療情報と生命倫理』太陽出版、2004 年所収)。